

午前 9時57分 開 議

○委員長（菅原市永君） おはようございます。時間前でございますが、全員そろっておりますので、これより決算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、認定第2号から第11号まで、計10件の特別会計の審査を行います。

また、審査の進め方については、歳出、歳入の順に説明をいただき、1会計ごとに審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取についても議案ごとに行います。

それでは、認定第2号 平成24年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いいたします。

天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） おはようございます。私のほうから平成24年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入合計、収入済額では36億5,769万7,385円、歳出合計、支出済額で34億6,303万8,407円となりまして、歳入歳出差し引き1億9,465万8,978円は平成25年度へ繰り越すものであります。

なお、平成25年3月末の被保険者数は8,249人で、対前年度同月比較で177人、2.1%の減となっております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。274ページをお願いいたします。1款総務費については、職員の人件費及び電算処理システム委託料等国保事務に係る経常経費のほか、国保連合会負担金、国保税の賦課徴収に要する経費、国保運営協議会委員報酬が主なものであります。

それから、278ページ、2款保険給付費については、療養諸費、高額療養費のほか、280ページの出産育児一時金及び葬祭費となっており、保険給付費総額の対前年度比較で7,992万4,205円、3.6%の増となっております。なお、1人当たりの保険給付費は27万2,667円の対前年度比較で、5.3%の増となっております。それから、1人当たりの医療費となりますと33万3,412円で、対前年度比較で4.1%の増となっております。

次に、282ページ、3款後期高齢者支援金については、後期高齢者医療費制度への医療費の約4割を若年者の保険料、現役世代の各保険者で負担することになっているため、その支援金及び事務費拠出金であります。

284ページ、4款前期高齢者納付金等については、65歳から74歳の方を対象としました被用者保険、健康保険組合などでありましてけれども、国民健康保険の制度間の医療費負担を調整するための制度で、事務費等の拠出金であります。

それから、286ページ、5款老人保健拠出金については、平成19年度までの老人保健制度に係る

医療費を過誤調整、再審査等に対する精算でありますけれども、その事務費の拠出金であります。

それから、288ページ、6款介護納付金については、介護保険第2号被保険者が納付する介護分保険税から社会保険診療報酬支払基金に支出したものでありまして、平成25年3月末の被保険者数は3,240人となっております。

それから、290ページ、7款共同事業拠出金の1項1目高額医療費共同事業拠出金については、高額な医療費、1人1カ月80万円を超える分でありますけれども、その発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、市町村国保からの拠出金を財源として県単位で費用負担を調整し、国及び県は市町村の拠出金に対しまして4分の1ずつ負担するものであります。

それから、2目保険財政共同安定化事業拠出金については、県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、1人1カ月30万円を超える分の医療費について、市町村国保の拠出金により負担を共有する共同事業です。

それから、292ページ、8款保健事業費については、1項1目保健衛生普及費は、レセプト点検員の人件費、健康づくりに関する経費及びジェネリック医薬品差額通知書作成経費、2目疾病予防費は人間ドックの助成金が主なものであります。

なお、ジェネリック医薬品で医薬品の差額通知に係る削減効果について少しお話させていただきます。平成24年7月利用分を10月に通知し、11月から翌年1月までの切りかえ状況と、それから平成24年10月利用分を翌年2月に通知し、3月から5月までの切りかえ状況を見ますと、2カ月医療分の通知件数3,160件に対し、切りかえ件数が631件、切りかえ率で20%で、効果額、これは一部負担金を含んだ薬剤師の削減額でありますけれども、効果額は210万5,000円となっております。また、ジェネリック医薬品の利用率では数量ベースでは平成24年7月で22.3%、平成25年7月分で24.7%で2.4%増加しており、金額ベースでは8.6%から10.3%と1.7%増加しております。

それから、人間ドックの受診の関係ですけれども、基本健診903人で受診率は13.4%となっており、脳ドック16人、胸部、腹部のCT検査、これが259人の受診となっております。

それから、2項1目特定健康診査等事業費については、医療保険者に生活習慣病に関する健診、保健指導を義務化するというところで、40歳から74歳の被保険者、被扶養者を対象にした健康診査等の経費でありまして、24年度は特定健診対象者数が5,880人に対し、受診者数が2,493人で、受診率が42.4%であり、特定保健指導対象者348人、終了者数60人、終了率が17.2%となっております。

それから、294ページが9款基金積立金となっておりますし、298ページ、11款諸支出金は、国保資格喪失による過年度分の国税の還付金、療養給付費等に係る負担金精算による国庫支出金等過年度分返還金及び一般会計からの繰り入れについても、前年度精算分として繰り出しております。

300ページの予備費につきましては、11款1項1目国保税の還付金の充用となっております。

次に、歳入についてであります。248ページをお願いいたします。1款国民健康保険税については、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、それから介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれ決算したものでありまして、調定額の対前年度比較で2,075万639円、2.2%の減となっております。軽減後の1人当たりの賦課額では医療費分と支援金分を合わせ7万6,618円と、対前年度比較で466円の増、介護分では2万2,850円、対前年度比較で365円の減となっております。また、徴収率は現年度分が95.33%で、対前年度比較で0.71%の増、滞納繰越分が23.33%で、対前年度比較で1.51%の増となっております。

それから、250ページ、2款分担金及び負担金につきましては、特定健康診査に係る自己負担であります。

それから、252ページが督促手数料等であります。

それから、254ページ、4款国庫支出金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の負担金及び高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び財政調整交付金の補助金が主であります。

○委員長（菅原市永君） 済みません。もうちょっとゆっくりひとつご説明願います。

○市民生活課長（天木秀夫君） 済みません。

それから、256ページ、5款療養給付費等交付金については、退職者の医療費について被用者保険が市町村国保に拠出金を負担するものであります。社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

258ページ、6款前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳の方を対象にした被用者保険、それから国民健康保険間の医療費負担を調整する制度で、前期高齢者の加入人数の多い国民健康保険の財政支援及び若年者の加入の多い健康保険組合などから前期高齢者納付金として負担するものでありまして、保険者間で医療費負担の不均衡の調整を行うための交付金であります。

それから、260ページ、7款県支出金につきましては、高額医療費共同事業、特定健康診査等に係る負担金及び財政調整交付金であります。

それから、262ページ、8款共同事業交付金については、市町村からの拠出金、国及び県からの負担金を財源に交付基準額を超える部分に対して国保連合会から交付されたものであります。

それから、264ページ、9款財産収入につきましては、保険給付費基金の利子でありまして、266ページ、10款繰入金につきましては、1目一般会計繰入金で保険基盤安定制度として低所得者の保険税を軽減するもの及び低所得者を多く抱える保険者を支援する公費補填、それから国保事務の執行に要する経費、出産育児一時金並びに国保財政の健全化、保険税負担金の平準化のための国保財政安定化支援事業として、一般会計からの繰入金であります。

268ページは前年度繰越金でありますし、270ページ、12款諸収入については、国保税の延滞金、

交通事故の第三者行為に係る損害賠償金が主なものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（菅原市永君） それでは、ただいま説明のありました認定第2号について質疑を行います。ご質疑願います。

小林委員。

○委員（小林兼由君） 290ページの高額医療費共同事業拠出金ということですが、これは今課長の説明だと1カ月80万円を超える医療費に対応するためということですが、高額医療費で一番高いのは狭心症と言われていますが、ほかにはどのようなものになっているのか。

それとジェネリックは効用として効果として20%、210万5,000円ほど表れているということですが、これは市では当然ジェネリックは薦めているわけですが、医療機関ではどういうものなのか、その辺ちょっとお尋ねします。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 1点目の高額医療の関係ですけれども、具体的に平成24年度でありますけれども、これら病名がファブリー病というような難病の疾病でありまして、これで年間費用額が約2,700万円という金額、これが一番高額な医療費という位置になります。そのほか何件かありますけれども、ということであります。

それから、ジェネリック医薬品につきましては、やはりこの制度始まりまして、今これにしてほかのお話ができるようになりましたけれども、実際のところやはり主治医の意識というのがだいぶ大きくなると思います。やはり国を挙げてやはり医療費の削減ということでジェネリック医薬品の差額通知ということで市民の皆様意識啓発ということでもありますけれども、やはり主治医のまたそれは医師と相談して、そういった医薬品が使えるかどうかというのが一番ポイントになるというふうになっております。

また薬剤師、調剤薬局、そういったものでは医療機関ごとやはり調剤薬局と連携しているみたいですが、先生の理解、意識、そういったものが、やはり1番目は安全で医薬品が利用できるというものでお医者さんそれぞれの考え方で行っているということで、窓口のほうで聞くと、市民のほうからジェネリック医薬品でこれありますかと言われても、うちでは扱っていないというふうなものもあるみたいですし、先生のお考えもあるということで聞いていますので。私のほうはやはり医療費の削減という意味で、安全、安心ということで今いろいろな角度で薦められている医薬品でありますので、そういう意味では若干推進しているということでもあります。

○委員長（菅原市永君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 一番かかるのが年間二千何百万円というお話でしたが、これら80万円を超える対象者は何人ぐらいになっているのかということと、ジェネリックについては主治医の意識ということでもありますけれども、医療費の二、三割は薬代だと言われていたぐらい薬は多用され

ているわけですが、市としては主治医の意識次第と言いながら、どういうふうに進めていくのかということをお考えあったら教えていただきたい。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 1点目の高額医療費の人数については、ちょっと今資料が、済みません、申しわけありません、後で。

それから、ジェネリック関係でありますけれども、やはり先生のほうのお考え、主治医とかかりつけ医と市民との間の信頼関係で治療されているということでもあります。ただ、その辺でありますけれども、やはり私どもも、県のほうもそういった専門の協議会をつくりまして、医師、薬剤師、さまざまな方が集まってジェネリックについてスタートする前に十分議論を交わした経過もあります。そこでやはり一番大きいのはそういった安全に対する情報というのがなかなか周知されて切れていないということでもあります。胎内市もそういったものを見ますけれども、やはり広報等を通じて診察、それに必要な医薬品については重複を避けることとかさまざまなことで市民の方にも周知はさせてもらっていますし、個別にも国保の加入者についてはご案内させてもらっております。そこで差額通知についても今の医薬品についてこれにすればこれだけの部分が差が、減額するというふうなことでお示しさせていただいておりますので、市のほうはやはり先生は先生の考えありますけれども、その辺連携しながらでありますけれども、市のほうは医療費のきちっとした適正な薬をとるということをお願いしているところであります。

○委員長（菅原市永君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） おはようございます。済みませんけれども、ちょっとわからないので。

275ページに国保運営協議委員会報酬とあるのですが、この報酬は何名分で年何回の会議を行ったのか教えていただきたいのと、それと281ページの出産育児一時金、これは1人幾らで何名分なのか。それともう一点、さっき説明ありました293ページの人間ドック等の事業補助金なのですけれども、この受診者の推移はどうなっているのかお教えてください。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 運営協議会の委員の方、12名であります。被保険者を代表する方4名、それから保険医師または保険薬剤師ということで代表する方、先生、薬剤師の方、この方が4名、それから公益を代表する市内の公益団体を代表する方から4名ということで、12名の出席をいただいて、年3回開催しております。当初予算案件の審議、それから次に中間には決算の関係、それから保険給付、それとあわせて税率の関係とか、そのようなことをやっていますし、そういったものを審議してもらっているということでもあります。それから、あとは年1回県のほうの全市町村国保の関係者が集まって研修会にも出ているということでもあります。

出産関係でありますけれども、1件42万円でありまして、20年度からの経緯、推移を見ますと、20年度が29件、21年度が26、22年が26、23年度が21、24年度が26ということの件数であります。

人間ドックでありますけれども、基本健診の関係でありますけれども、基本健診でございますと、21年度が771件、22年度が827件、23年度が914件、それから24年度が903件ということで、基本健診に限ってはそういった推移であります。

○委員長（菅原市永君） 薄田副委員長。

○委員（薄田 智君） 今の説明の全体で支出のほうが、見ますと、昨年に比べて1億6,000万円ぐらいふえていると。その中身見ると、保険給付費が半分ぐらい、8,000万円ぐらいなのです。今全体的に保険者数が177人ふえたと言いました、減ったと言いました。

〔「減っている」と呼ぶ者あり〕

○委員（薄田 智君） 減っているのです。その保険者数が減っているのに8,000万円もふえているという部分、ちょっとどういうふうな中身で8,000万円もふえて、全体的に1億6,000万円ふえたのかなど、単純な質問なのですが、よろしくお願いします。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） そういう疑問でありますけれども、一番大きいのが医療の高度化というのでしょうか、やはりそれが大きいかと思えます。1人にかかる高額な医療、それは医療の分野が進んでいるということで医療に係る部分が高額化しているということが一つであります。実際に給付に対して被保険者数については減っているわけですし、当然減れば逆に給付がふえているということになりますので、1人当たりの費用額はみんなふえているのですけれども、一番多いのはそこだということで認識しております。

○委員長（菅原市永君） 薄田副委員長。

○委員（薄田 智君） 医療費も物すごくかさんできているという、高度化という話なのですが、それを対策的なものはお持ちなのかなという部分、その歯どめをかけるという部分はもうないのでしょうか。それではずっと上がる一方だというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 医療に係る部分ですけれども、年々ふえてきているということで、またそういった特殊要因もありますけれども、一番大事なのは日ごろの健康維持ということで、健診を、これも特定健診もなかなか胎内市では伸びていないということで、その方策もあります。保健師を中心に各戸訪問して、やはりそういう未受診者について勧奨して歩くという部分もありますけれども、まずは健康の管理、予防、そういったものをきちんとまず受けていくということに尽きると思います。

○委員長（菅原市永君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） もう一遍、済みません。今の説明で高額医療費が伸びているためと言いますけれども、基本健診でそれらの病気が見つかって、早期対応するという件数は何%ぐらいあるのですか、健診で。

○委員長（菅原市永君） 井畑健康福祉課長。

○健康福祉課長（井畑明彦君） お答えいたします。

逆の言い方で恐縮ですが、健康診査を受診をされて、全く異常がないという方は全体の5%程度。すなわち圧倒的多数の方が何らかの疾患ないしは疾患の予備軍になっているという状況でございます。そしてその中で極めて重篤ながん、その他の疾病が早期であれ、進行期であれ発見されるというようなケースもございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（菅原市永君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） お願いします。監査委員さんが出された意見書の中の24ページと25ページに収入未済額が年々減少傾向にあり、これは徴収率向上に努めた結果であるというふうにかかれておりますけれども、本当に目立たないところで何らかの形で頑張っていらっしゃると思うのですけれども、具体的に努めた結果の効果的な努力点についてお教えいただきたいと思っております。

○委員長（菅原市永君） 小野税務課長。

○税務課長（小野晋平君） 主に滞納者に対しては差し押さえ等を行って徴収しております。24年度の国保の差し押さえ件数が73件、金額にしまして729万1,447円でございます。

以上です。

○委員長（菅原市永君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 税の公平性から必要なことだと思うのですけれども、差し押さえによって困窮に苦しんでいるというような状況ではないかどうか、ちょっと確認をお願いします。

○委員長（菅原市永君） 小野税務課長。

○税務課長（小野晋平君） 差し押さえも本人の了解を得ますし、本当に困っている方々には相談しに来てもらいまして、どういう状態なのかみんな調べまして、それで押さえられる分を押さええているという現状でございます。

以上です。

○委員長（菅原市永君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 今の新治委員に関連して聞きたいのですけれども、決算に関する資料をいただいたのですけれども、これ一番最後に国保の階層別被保険者数、所得階層というのがあるのだけれども、例えば500万円から600万円の間で滞納世帯数がこれだけいるというのは数字出ているのですか。これ一番最後のところに。

○委員長（菅原市永君） 小野税務課長。

○税務課長（小野晋平君） 大変申しわけありませんけれども、そういう統計というか整理はやってございません。

○委員長（菅原市永君） 渡辺委員。

- 委員（渡辺 俊君） 私はそういうのも大ざっぱに、こんなに細かく分けなくてもいいけれども、300万円以下とか、300万円から500万円、500万円以上という、そういうデータというのはやはり出しておいたほうがいいと思うのです。我々もそういうの聞きたいし。今後お願いします。
- 委員長（菅原市永君） 小野税務課長。
- 税務課長（小野晋平君） 今後そういうふうにしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 委員長（菅原市永君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） あと滞納世帯者に訪問してやっているのですよね、当然。
- 委員長（菅原市永君） 小野税務課長。
- 税務課長（小野晋平君） 税務課でまた市民生活課の国保係と協力しまして、訪問はしております。
- 委員長（菅原市永君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） 天引きというのがあれば100%ではなくて、一定の要件のもとで天引きできるということになっていましたよね、そうでなかったか、年金から。
- 委員長（菅原市永君） 小野税務課長。
- 税務課長（小野晋平君） 天引きというか年金から国保を引いている方もございます。所得によりまして、年金から引かれる方もございます。
- 委員長（菅原市永君） よろしいですか。
- 委員（渡辺 俊君） はい。
- 委員長（菅原市永君） 小林委員。
- 委員（小林兼由君） 関連ですが、滞納者73件ということで、これはやむを得なく金がないという人もあるわけですので、これはやむを得ないと思いますけれども、一番悪質な例としてはどういう滞納の例がありますか。
- 委員長（菅原市永君） 小野税務課長。
- 税務課長（小野晋平君） 全く滞納のお知らせとか、それから連絡をとろうにも全く連絡もとれないし、役所へも来ない、全く反応がないという方が一番だと思います。
- 委員長（菅原市永君） 小林委員。
- 委員（小林兼由君） 連絡とれないということは、その人は逃げているということに通じるのか、それともどういふわけで連絡がとれないのか、その辺どう把握しています。
- 委員長（菅原市永君） 小野税務課長。
- 税務課長（小野晋平君） この辺にいないと県外に住所はあるのですけれども、調べて行ってもなかなか見つからないと、住所はわかるのですけれども、連絡はとれないという方ございます。あと電話しても出ないと、それからいくら督促とか催告出しても何の反応もないという方もござ

います。

○委員長（菅原市永君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） こういう話が出ると関連したくなるのですけれども、結局税の看過の猶予とか、それから免除、減免、あるではないですか。そういう申請減免なんていうのはほとんどないわけですよね。これだけ差し押さえがあるけれども、そういうのがやはり窓口としてどういう対応をされているのかというのがやはり私は大事なことだと思うのだけれども、数字わかりますか。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 保険税の減免の状況ですけれども、24年度で4件であります。災害、病気、失業、お産といった合計4件となっております。

○委員長（菅原市永君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 免除はどうですか。申請減免が今4件ですよ、申請減免。看過の猶予なんてないですか。

○委員長（菅原市永君） 小野税務課長。

○税務課長（小野晋平君） 胎内市ではやったことはございません。

○委員長（菅原市永君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 292ページの特定健康診査事業費ですか、私の言いたいことは全体的な話なのですが、先ほどのご説明だと健診の受診率は42.4%だったと。どうも国民健康保険税の算定の中に、市の行っている健診でパーセントを上げることによって保険料が安くなると。それから、パーセントが低いと保険料が高くなるということ、私不勉強でわからなかったのですが、そういうお話を聞いて、受診率を何%まで上げればいいのかと思ったのですが、今42.何%ですけれども、何%まで上げれば保険税が安くなるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 何%上げれば保険税が安くなるのかというものの具体的な数値というのはありませんけれども、国につきまして60%を全国的な目標にということで健診の推進に努めるということはやっております。健診をまず多くの方に受けてもらって、未然に病気等を発見、早期治療、それにつなげていくということが医療費、保険給付の減につながる、それがひいては保険税の負担についても保険給付の分で抑えることができれば保険税も抑えることができるということで考えていただいていたと思います。

○委員長（菅原市永君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 今現在ではそのお話を聞いたときは、どうしても60%ぐらいに上げたいのだと、そうすると前もって病気がわかってそれを治療すれば医療費もかからなくなります。それはもっともですが、そういうパーセントを上げる手段、市民に広報等でも知らせているというお

話ですが、私もうっかりその辺は見なかったので、受診率を上げるための手段として、私も去年行かなかったのですが、ことし行ったら健診にひっかかりまして、お医者さんへ行くという、そういう現実になっておりますので、市民の皆さんにもう少しアピールして、私らもやはり地域の集会に行ったとき、健診に行ってくださいと、受診率60%以上を目標としていますので、ご協力お願いしますぐらいの市民の啓発も私は大事だと思うのですが、42.何%ではやはり残念だなと思っておりますので、その辺を今後どういうふうに啓発していくのかお伺いいたします。

○委員長（菅原市永君） 井畑健康福祉課長。

○健康福祉課長（井畑明彦君） 昨年度の決算審査においても同様のご指摘を頂戴し、私ども健康福祉課が所管課になるのですけれども、国保の中での補助事業等を活用し、健診受診率の向上、そして訪問指導で何とか率を上げるよう、現在も努めているところでございます。

なお、先ほど触れました健診受診率、すなわち医療費、そして国保の負担ということは、なかなか因果関係を調べても簡単に出てくるものではございません。しかしながら、今ほど申し上げましたように、それでも健診によって早く病気が見つかるということは極めて大事なことで、鋭意取り組みを進めておりますし、60%というのは極めて大変な数字なのですけれども、努力目標として我々も取り組んで、啓発にも努めているということでご理解を賜りたいと思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（菅原市永君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） これは全然、私が感じたことなので申しわけありませんが、実は70歳になると歯の無料健診が、歯の検査してくださいという書類が来ました。そうしたら歯医者さんへ行こうと思って見ましたら、市内の歯医者さんだけだったのです。私市内の歯医者さんにかかっていないのです。それで市外なためにこれは行きようもないなと思ひまして、その辺は行っても受け付けてはもらえなかったのでしょうか、私はこれでは行かれないなということを感じまして、結果的には行かなかったのですが。

○委員長（菅原市永君） 井畑健康福祉課長。

○健康福祉課長（井畑明彦君） 強制はできませんけれども、赤塚委員におかれましても市内の歯医者さんにかかっていただければ大変ありがたいと、率直に思います。この事業を進めるに当たっては、私どもだけではなくて、市内の歯科医の方々にもご理解とご協力をいただいて、連携して進めている次第でございます。ご無理でなければ、我々は県外、全国というのは無理でございますので、ぜひとも趣旨をご理解いただいて、可能であれば市外の方もちょっと当たってみますけれども、何とぞこの事業全体の趣旨をご理解いただいて、市民の皆様にもそういうふうにぜひ市内の医療機関に受診いただければという願いのもとで進めておりますので、ご理解をよろしくお伺いいたします。

○委員長（菅原市永君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長さん、保留された答弁はできますか。

○市民生活課長（天木秀夫君） 後期高齢の説明終わりましたら……。

○委員長（菅原市永君） 保留ですね。

○市民生活課長（天木秀夫君） はい、介護保険のほうは説明、審議終わりましたら、報告させてもらいます。

○委員長（菅原市永君） お諮りいたします。

保留の答弁がございますので、歳出、歳入の決算の承認、また採決については認定第3号の後期高齢者医療の審議後に継続して採決いたしたいと思っております。よろしくひとつお願いいたします。

次に、認定第3号 平成24年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） それでは、平成24年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入合計、収入済額では2億5,309万1,437円、歳出合計、支出済額が2億5,148万6,763円となり、歳入歳出差し引き160万4,675円を25年度に繰り越すものであります。平成25年の3月末の胎内市の被保険者数は5,036人となっております。なお、1人当たりの保険給付費は68万2,440円、対前年度比較で2.1%の増、それから1人当たりの医療費となりますと74万4,593円、対前年度比較で1.9%の増となっております、

それでは、歳出からご説明申し上げます。320ページ、1款総務費については、被保険者証の交付、各種届け出、申請の受け付け、広報や保険料の徴収などの事務を行うための経費であります。

322ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金については、市で徴収した保険料及び低所得者の保険料軽減措置に対する保険基盤安定繰入金を広域連合に負担するものであります。

324ページ、3款諸支出金では、保険料の還付、一般会計からの前年度繰り入れの精算による返還金となっております。

次に、歳入についてでありますけれども、310ページをお願いします。1款保険料については、調定額の対前年度比較で621万8,900円、3.7%の増となっております。1人当たりの賦課額では3万3,618円で、県の平均よりも9,058円低く、現年度分の収納率は99.73%となっております。

312ページ、2款は普通徴収保険料の督促手数料であります。

314ページ、3款繰入金については、低所得者等に係る保険料軽減分の公費補填です。それから、後期高齢者医療事務の執行に要する経費として、一般会計から繰り入れたものであります。

316ページが前年度繰越金、318ページ、諸収入については保険料の延滞金、広域連合からの保険料の還付金となっております。

以上で終わります。

○委員長（菅原市永君） ご質疑願います。ご質疑ございませんか。

丸山委員、

○委員（丸山孝博君） 今さらながらというので申しわけないのですが、後期高齢者制度というのは75歳以上、基本的に原則全ての人が加入することになっていて、そこでやはり終わってしまう、亡くなってしまうわけですが、国保の場合、先ほど見ると70人予定して56人葬祭費出ていますけれども、後期高齢者で亡くなった場合というのが広域連合か何かからも葬祭費は出ていますか。出ているとしたら幾ら、何人というのわかりますか。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 広域連合のほうから5万円ということでありまして。件数は今把握していません。済みません。

○委員長（菅原市永君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 1人当たりの医療費が74万4,000円と、これは高額医療費については償還払いということでありまして、胎内市では請求がされずに残っている例はありますか、償還払いの。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） そういった事案はありません。

○委員長（菅原市永君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） もう一件、参考までに。これは請求者は代理でも可能でしたか、本人でないといけないのですか。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 代理でも受け付けはします。

○委員長（菅原市永君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご質疑がないようなので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第3号 平成24年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第3号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

先ほどの保留したの答弁できますか。

○市民生活課長（天木秀夫君） 済みません、今調べていますので、介護のほう終わったら。申しわけございません。お願いします。

○委員長（菅原市永君） 次に、認定第4号 平成24年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） それでは、平成24年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入合計、収入済額では28億3,889万2,796円、歳出合計、支出済額27億2,790万6,880円となり、歳入歳出差し引き1億1,098万5,916円は平成25年度に繰り越すものであります。

次に、平成25年3月の要介護認定者数と受給者数をお話ししますと、高齢者数8,888人に対し、認定者数1,600人、認定率18%、うちサービスの利用実人数1,312人、受給率で82%となっております。なお、認定率で県平均が19.1%、全国平均が18.1%となっております。

それでは、歳出からご説明いたします。354ページ、1款総務費については、職員の人件費、第1号被保険者介護保険料賦課徴収事務及び要介護認定事務に係る経常経費のほか、介護保険運営協議会委員報酬が主なものであります。

358ページ、2款保険給付費については、介護それから介護予防サービス給付費の各項目別の支出内訳となっておりますが、保険給付費全体としての対年度比較では1億2,812万9,237円、5.2%の増となっております。

364ページ、4款地域支援事業費、1項1目介護予防特定高齢者施策事業費では、生活機能が低下している高齢者、二次予防事業の対象者でありますけれども、の把握と運動、栄養、口腔機能向上事業、それから二次予防事業の事業評価に係る経費であります。

2目介護予防一般高齢者施策事業費では、介護予防普及啓発事業、介護予防リーダーの育成支援、地域の茶の間のサロン活動など地域介護予防活動支援事業に係る経費であります。

366ページ、2項1目包括的支援事業費では、4カ所の地域包括支援センターにおける高齢者の総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的、継続的なマネジメントの支援事業、それから介護予防ケアマネジメントの業務などに係る経費であります。

2目任意事業費では、紙おむつ等給付事業、介護相談員派遣事業、介護予防配食サービス事業、ナイトケア事業などに係る経費であります。

それから、372ページ、7款諸支出金については、過年度分の第1号被保険者保険料還付金、保険給付費等に係る負担金精算による国庫支出金と、前年度分の返還金及び一般会計からの繰入金

についても前年度精算分として繰り出しております。

次に、歳入についてですが、336ページ、1款保険料については、65歳以上の第1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の介護保険料であります。調定額の対前年度比較で1億7,493万8,000円、44.4%の増となっております。また、徴収率は98.8%で、対前年度比較で0.1%の増となっております。

338ページ、2款使用料及び手数料については、督促手数料及び介護予防教室利用に係る利用者負担分であります。

340ページ、3款国庫支出金については、負担割合に基づいた国の介護給付費負担金及び調整交付金並びに介護予防事業包括的支援事業、それから任意事業に係る地域支援事業交付金であります。

それから、342ページ、4款支払基金交付金については、介護給付費及び介護予防事業に係る地域支援事業に対し、第2号被保険者の保険料負担割合に基づいた社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

344ページ、5款県支出金については、負担割合に基づいた県の介護給付費負担金及び介護予防事業包括的支援事業、任意事業に係る地域支援事業の交付金であります。

348ページ、7款繰入金の1項一般会計繰入金については、負担割合に基づいた介護給付費負担金及び介護予防事業包括的支援事業、任意事業に係る地域支援事業負担金並びに職員給与費等、事務費を繰り入れたものであります。

また、2項基金繰入金については、国、県及び社会診療報酬支払基金からの介護給付費負担金の減額交付調整が行われたことに伴い、介護給付費準備基金を繰り入れたものであります。

350ページ、8款は前年度繰越金でありますし、352ページの9款諸収入については、保険料延滞金等であります。

以上で終わります。

○委員長（菅原市永君） ご質疑願います。

新治委員。

○委員（新治ひで子君） 高齢化に伴って介護料はどんどんふえていき、監査委員の意見書によりますと、給付の伸びが急激で20年度に比べると約7億4,000万円も増加していると、年間1億7,000万円程度の増加が続いている中で、担当者の方たちも何とかそれを少しでも削減しようということで、介護予防に取り組んでいると思います。公明な決算に関する資料をいただきました。資料3の地域整備事業の実施状況ということで、介護予防普及啓発の事業をさまざましているわけなのですが、これらによる効果というものについて目に見える形で何かありましたらお願いいたします。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 介護予防につきましても、今お話ありました各いろいろな教室で市民の方、対象者の方に参加してもらってやっているわけですが、教室で1カ月、2カ月、3カ月と、期間で実施しているということで、そこの教室を終了する段階でその方たち、参加した方たち、当初のデータ、運動に関するもの、栄養に関する分、口腔に関する分、さまざまありますけれども、それをデータをとって、それを終わったと同時にまたこういうふうに変化している、なっているのかというものも分析しております。その中ではやはり改善されているという実際に数字的なものもあらわれていますし、継続して何らかの理由でできなかった方もおりますけれども、全般的には改善の傾向にあるということで私のほうで確認をさせてもらっております。市民の方からも、対象者の方も1つの教室が終わると継続して、なかなか終わってしまうと日ごろできないという部分もあるものですから、それを卒業された方を対象に、さらにまた別な教室で継続していくということもやっているということでありますので、その辺はある程度みずから進んで継続していきたいという意志をまず持ってもらう。そして取り組んでもらうというものは意義あるものがあると、私は考えております。

○委員長（菅原市永君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 先日のスポーツフェスティバルでウォーキングに議員の何人かと一緒に参加させていただきました。4キロ大丈夫かなと思ったのですが、ちょうどよくて、あまり疲れも残らずに。あのときに保健師とか大勢の方も一緒に歩いていたり、各所に見てくださったりしていましたが、ああいうかたちは以外と参加しやすく何かしてもいいように思えたのですけれども、先日の18日金曜日ににこ楽・胎内周辺ウォーキングということで、あれに参加された方はとてもよかったと。あの周辺の歴史も堪能できて豚汁か何かもとてもおいしくてよくて、大勢参加されたという話でしたけれども、これら幾つかの共同企画でなさっていますけれども、こういう形で何か取り組むというのは大事だと思うのですが、例えば太極拳についてとかウォーキングとかプールの利用とか、胎内市はこれに力を入れてやりますよというような取り組みをするお考えはどうでしょうか。

○委員長（菅原市永君） 井畑健康福祉課長。

○健康福祉課長（井畑明彦君） 決算審査とは若干離れる部分があるかもしれませんが、確かにウォーキングということには非常に力を入れておりまして、昨年度から力点を注いでやっておりまして、いろいろな部門で歩くということが健康の維持を図っていく、健康増進を図っていく上で極めて大事であろうと考えております。いろんな場面でウォーキング、市民生活のほうでは普通のウォーキングに加えてノルディックということでスキーのストックのようなものを使いながら、先ほど新治議員のほうからただいまのものが歴史探訪等も含めて周辺の自然に触れてというようなことも先回のウォーキングでは実施をいたしているところでございます。いろんな種目等があるかと思いますが、繰り返しになりますけれども、ウォーキングというものが非常に

有効的で、手軽で多くの方に取り組んでいただけるということで推進をしてまいりたいということで取り組んでおります。

以上です。

○委員長（菅原市永君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 決算に関する資料ありがとうございました。私が請求したものであります。

資料2のサービスの利用率でありますけれども、これを見ますと、要介護5というところで194人が認定者になっていますが、その中で未利用者というのが13.4%というのが目につきまして、要介護5というのはほとんど寝たきり状態だろうというふうに思うのですが、こういう方が未利用だということについての分析というのはどういうふうにされていますか。されている方がいるということ自体、認定されながら。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 要介護5であった方がサービスが全く未利用ということですが、本来であればそういったことは考えられない。何らかの在宅サービス、施設サービスを利用されるということでありまして。その辺まだ分析というより具体的にどういう状況だから介護5であるのですけれども、入院、医療行為が必要だということで、治療、それを長期にわたっている方も重度の方、要介護になります。認定を受けたものの入院中だということ、福祉サービス、介護サービスが受けられないということもあるかと思えます。

○委員長（菅原市永君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 私もそれ以外に考えられないなということなのですが、これ半年に1回見直しというかあるではないですか。やはりそういうときには、どうなのでしょう、在宅でありながら介護度4、5の人たちが利用されない場合という、安否というのはおかしいかもわかりませんが、どうなのだろうというあたりについてはやはりそれなりに、入院しているのであれば入院だということではいいのでしょうかけれども、行政のほうでもそういうチェックというのがあってしかるべきだと思うのですけれども、それについてのお考えが1点と、それから要支援の1、2というのがありますけれども、この中で要支援だけですよ、要介護ではなくて、要支援1、2の中でいわゆる一般会計でも議論ありましたけれども、自分がそういうふうになっているのだけれども、認知症要支援1、2で認知症の方というのはどれぐらいかという割合というのは行政のほうでつかんでいるものでありますか、お願いします。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 1点目のほうはいろいろありますけれども、介護認定の認定の更新時期というのが出てきます。こういうときにやはりそういった方が、今現在どういうふうな生活をされているのかということは、やはりきちっと把握していかなければならないということでは思っていますし、また行政の保険給付だけではなくて、市内の居宅支援事業者と連携をとる、

それから居宅包括のほうと連携をとるといったことで、そういった中でこういう人たちが今状況を確認していくということでお願いしていきます。

それから、要支援1、2の認知症の関係ですけれども、これ24年度の介護認定申請の際の介護度別に見た、介護が必要になった主な理由ということでありますけれども、要支援1と2で合わせますと1,436人の申請等がある中で、要支援1、2で認知症となると要支援1が15人、それから要支援2が4人というふうなデータで把握しております。

○委員長（菅原市永君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） どうもありがとうございます。全国的なデータだと思うのですが、厚生労働省が調べた内容で、65歳以上の人では大体15%ぐらいの人が認知症だと言われているし、要支援1、2では4割から5割の人が認知症だというふうに言われていて、非常にネットワークづくりが大事なのではないかとということが投げかけられているのです。一般会計のほうとの関係もあるのですが、こういった認知症等対策による内容というのは今後のネットワークづくりには非常に重要になってきますが、今まで取り組んできた内容というのはどんなものかというのと、それと認定されている方の中でのネットワークづくりをどうやっていくかというあたりについての考え方、お願いしたいと思います。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 認知症の関係につきましては、やはり早期気づきというのですか、発見、それから対応ということが一番重要なところであります。これも実際にそういった状況におられる方につきましては、やはり先ほど言ったような包括支援センター等で相談事業なりで、実際に地域のほうまたは必要によっては家庭のほうにお邪魔して、そういった状況を確認または相談に乗るといったのは具体的にやっていますし、また地域ケア会議ということで個別会議、そういったケアマネの方、さまざまな介護に携わる方がいろいろな課題を抱えている方々を対象に、課題もあるわけです。その課題について持ち寄って勉強会を開いて、それを各事業者が持ち帰ってその対象者の把握に努めるといったものもやっております。

それから、ネットワークにつきましては、これが実は一番重要なものでありまして、今週も医療機関の胎内市の医師会の先生たちとも会合しまして、ネットワーク会議のあり方についていろいろお話を聞かせてもらって、かかりつけ医とそれから認知症の専門医、それからそこにかかわる介護、福祉の方たちがどう連携していくかといったものも1年に数回ネットワーク会議を開きまして進めているところでありますので、今週もその会議を開催するというふうなことで準備してございます。

○委員長（菅原市永君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 認定者が介護認定とは別に1,600人でしたか、そういうことですが、要介護認定は申請より30日以内となっていると思いますが、それまでに急に介護を必要とした場合の対

応はどうとられるのか。それと今までにそういう例はあったか、それ2点についてお願いします。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 介護認定がまだおりない段階で介護サービス利用したいという方は利用しておられています。その中ではケアマネのほうで暫定のケアプランを策定して、それで大体ケアマネのほうもこの方はどの程度ということをお知らせということで、その限度額の範囲内でとりあえずサービス利用計画を作成している。介護認定のおりた段階で改めて精査してつなげていくというやり方で、実際にそういう方もおられます。何人というちょっと数字的なのは……。

○委員（小林兼由君） 実際にそういう例はありますか。

○市民生活課長（天木秀夫君） はい。

○委員長（菅原市永君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） 359ページの関係なのですけれども、居宅介護サービスから施設介護サービスの給付費あるのですけれども、居宅介護と施設介護の割合、どのぐらいになっているのですか。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 決算書の数字でということはお話させていただきたいと思えます。これ平成25年の3月の時点でちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

施設利用者が366人、在宅のサービスを利用されている方が946人ということで、合わせて1,312人という中でサービスを提供させていただいているということです。

○委員長（菅原市永君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） 居宅関係946人の中で、今後ますますふえていくと思うのですけれども、老老介護の実態、市のほうで実態はつかんでおりますか。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 今ここでどの程度という話できませんけれども、今回第6期計画の事業計画を策定するに当たり、年末から来年度にかけてアンケート調査を実施してまいりますので、その中で介護の実態というのを把握したいと思えますので、よろしくお願います。

○委員長（菅原市永君） 松井委員。

○委員（松井恒雄君） 施設介護を希望しているのだけれども、待機されている方、今現在どれくらいあるのか、その1点をお願いしたいのですけれども。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） ことしの5月末で各施設のほうへ確認しました。そうしたところ特養、これが特別養護老人ホーム市内に3施設ありますけれども、3施設全体でこれは市外の人も含めますけれども645人、そのうち283人が市内の方ということでありますし、それから介護老人保健施設、3施設あります。それが全体で241人の方、そのうち市内の方が101人ということで、

ただ市内の方283, 101もそれぞれ重複して、何カ所か兼ねて申し込みしていますので、その辺注意していただければと思います。

○委員長（菅原市永君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 365ページの特定高齢者把握事業委託料で884万円計上されていますけれども、把握状況と集計してそれを何かに今後生かすと思うのですが、どう生かしていくお考えかというようなことについてお尋ねいたします。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 特定高齢者、二次予防のための状況把握ということでありまして。基本チェックリスト、それから二次というようなものでさまざまな方たちから、65歳以上の方をそういった毎年調査をして、それで各教室に参加してもらうためにそういった状況を把握した中で参加をつなげていくというもので毎年やっているところであります。

○委員長（菅原市永君） 薄田副委員長。

○委員（薄田 智君） 359ページ、松浦委員から話があったのですが、保険給付費の不用額なのですが、今回1億円近い不用額が出ているということで、やるべきものをして1億円余ったならいいのですけれども、当初から予定していて何らかの形でできなくて1億円余ったのかなという部分もあるかもしれないので、その辺主な内容、どうして1億円ぐらい余ったのかなという部分をお聞かせください。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 給付費につきましては、毎月給付について請求に対して給付費を把握しながら足りない場合は補正でお願いするというようなものを含んでいきますけれども、具体的に24年度の実績を見ますと、一番はやはり居宅介護、それから地域密着型のサービス提供、施設介護ということで、やはり一番給付費のかかる部分について当初予算またはその後の補正ということでお願いしているところですが、特に施設介護、施設の入所者に対する給付、これについて24年度について不用額が予算残額として出ているというような状況であります。これもそういった状況がなかなか1年間に対して胎内市がどの程度の枠があるとか、今そういう枠がありませんので、ある程度の予算化をしておいて、それで実際の給付に支給しているという状況でもありますので、そういった不用額が大きいものがたまたま出るというものも出てくると思います。

○委員長（菅原市永君） 薄田副委員長。

○委員（薄田 智君） そうしましたら、当初計画どおり進めたけれども、結果的に余ったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） それでお願いいたします。

○委員長（菅原市永君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 余ったのですけれども、360ページのここに審査支払手数料ありますよね。これが当初予算から見て大体そのままなのです、支出済額。10万円ほど補正組んだのだけれども、この手数料というのは国保団体連合会に支払いするのですよね。そうすると、利用者数が利用した件数に応じて1件何ぼで計算されるのですよね、たしかこれは。そうすると、こっちはぴったりいっているのに、さっき言った薄田委員のあれだけちょっと余ったというの、何か関係あるのかなのか。

それと資料もらった、丸山さんの資料に利用者数とか給付費とかあるのだけれども、この数値というのは手数料と関係あるのか。まずそうしたら手数料というのは国保連合会は何をする手数料なのか、審査、介護保険の何を審査するの。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 国保のほうの審査のほうは介護給付でサービス提供の事業所から請求されて、それを審査、適正にされているかどうかを内容を精査して、そして支払いを行うと、給付の一連の事務処理であります。これについて1件74円の手当てで処理していくということで、実際にサービス、各在宅、居宅それから施設、いろいろサービスありますけれども、それらも実際に実績、今後の見込みということで出していきます。それと実績を見込んでサービス全体、人数的にもこれだということで支払い審査のほうも当然計算はするのですけれども、連動して確保はしますけれども、実際にその金額的になりますと、24年度は10万円程度で済んだということでご理解していただければと思います。

それから、資料にあります給付の件数云々につきましても、やはり支払いの件数1件当たり幾らということになりますので、それに基づいて請求のあったものについて出しているという、審査支払料ですね。ただ、給付費と云々というのはあくまで 連動するのを前提に手数料を出しているということになります。

○委員長（菅原市永君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） そうすると、参考までに聞きたいのだけれども、これ介護保険の手数料だけれども、国保の手数料というのはあるのですか、やはり。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） これもやはり医療機関から全部レセプトに基づいて請求されますので、そこで別個に、また別に国保の医療のほうの審査をされます。

○委員長（菅原市永君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 済みません。具体的に戻って悪いのだけれども、何ページになるのだろうか、それは。

○市民生活課長（天木秀夫君） 279ページ。

○委員（渡辺 俊君） 審査費。

○市民生活課長（天木秀夫君） そこに審査費、例えば2款1目、215の審査費というのあります。
それが審査委託料です。

○委員長（菅原市永君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 国保の審査費は聞いたところによると、東日本大震災の影響で1件当たり
の手数料が上がっているという話が、何か新聞かなんかで見たのだけれども、介護の手数料1件
当たり七十何円。それというのは下がってきているのか上がってきているのか、その辺推移わか
りますか。

○委員長（菅原市永君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 23年が1件当たり90円ということで下がった。24年が74円ですか
ということになっております。

○委員（渡辺 俊君） わかりました。

○委員長（菅原市永君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご質疑ないので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第4号 平成24年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第4号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取を終了いたします。

先ほど認定2号で保留された答弁がありました。ただいまから答弁の申し出がございますの
で、発言を許可します。

天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 済みませんでした。

先ほど小林委員からのご質問の高額医療費の80万円を超える件数ということで220件というこ
とで報告させていただきます。

それから、後期高齢の葬祭費でありますけれども、これが329件、これは広域連合から遺族の方

に直接支給されるため、市の決算書には載ってこないということで、よろしく願いいたします。

○委員長（菅原市永君） お諮りします。

認定第2号 平成24年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第2号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第5号 平成24年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

井畑健康福祉課長。

○健康福祉課長（井畑明彦君） おはようございます。それでは、私のほうから黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算報告について説明を申し上げます。

決算書のページは377ページから405ページにわたります。お開きをいただきたいと思います。平成24年度は、歳入合計の収入済額が1億1,900万9,963円、歳出合計の支出済額は1億1,037万130円となり、歳入歳出差し引き863万9,833円を25年度へ繰り越しいたしました。

それでは、歳出からご説明申し上げます。396ページ及び397ページをお願いいたします。1款衛生費、1項保健衛生費、1目診療所費につきましては、職員の人件費、医薬材料費、その他診療所の維持管理運営に係る経常経費などが主なものでございます。

次に、2目歯科分室費につきましては、399ページへわたりますが、13節委託料で黒川及び胎内歯科医師の歯科診療業務委託料、18節備品購入費で医療機器等の購入に係る経常経費などが主なものでございます。

3目は、鍼灸マッサージ施術所の維持管理運営に係る経常経費でございます。

次に、401ページ、2款基金積立金につきましては、診療所事業基金積立金でございます。

引き続きまして、歳入についてご説明申し上げます。384ページ及び385ページ、第1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料につきましては、医科歯科診療収入、鍼灸マッサージ施術収入となっております。

2目は、医師住宅使用料でございます。

2 項手数料、1 目衛生手数料につきましては、診断書料及び介護保険主治医意見書作成料等でございます。

387ページ、第2款県支出金、1項県補助金、1目医療施設等設備県補助金につきましては、診療所の医療施設設備に係る県の補助金でございます。具体的には患者の移送車両の購入に係るものでございます。

次に、389ページ、3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、診療所事業基金利子でございます。

次に、391ページ、第4款繰入金では、医療機器等購入を含む診療所全般に関する事業基金繰入金となっております。

次に、393ページ、第5款繰越金では、前年度繰越金となっております。

続きまして、395ページ、第6款諸収入は、預金利子及び診療協力費等となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（菅原市永君） それでは、ただいま説明のありました認定第5号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご質疑ないので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第5号 平成24年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第5号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第6号 平成24年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） それでは、続きまして認定第6号 平成24年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業全体の平成24年度末の接続件数は2,191件でございます。公共ますの設置数

3,245件に対する接続率は全体で67.5%となっておりまして、平成23年度末と比較しまして38件、1.2%の増となっております。地区ごとの接続率といたしましては、黒川処理場区でございますけれども、90.5%、それから鼓岡処理区、これが70.8%、乙処理場区では52.5%、大長谷処理場区では45.2%と、それぞれなっております。また、年間有収水量でございますけれども、黒川処理場区の大口排水の工場等での排水量の減量が割と大きく、平成23年度と比較いたしまして、量で1万3,501立方メートル、率にいたしまして1.8%の減となりまして、合計で74万3,515立方メートルの有収水量となっております。

それでは、決算書の事項別明細書に基づきまして主なものを説明させていただきます。初めに、歳出のほうから説明をさせていただきます。決算書の432ページ、433ページをお願いいたします。1款1項1目の農業集落排水運営費でございますけれども、2節は職員5人分の給与費でございますし、またこの下の11節につきましては施設運営に係ります消耗品費、それから電気料金、施設の修繕費等を計上しております。12節につきましては、処理場やマンホールポンプを監視するための通信費や農業集落排水の汚泥を公共下水道の中条浄化センターで処理していただくための手数料が主なものでございます。また、13節につきましては施設の管理委託料や汚泥運搬委託料が主なものでございます。それから、その下の15節の工事請負費につきましては、乙処理場の附帯設備の分解整備費、これが主なものでございます。

続きまして、434、435ページでございますけれども、2款基金利子でございますけれども、基金の利子をおのおのの基金のほうに積み立てたというふうなものでございますし、それから次の436、437ページの公債費につきましては、起債の元利償還金でございます。平成24年度末の元金残高61億2,152万4,031円となっております。

それから、続きまして、438、439ページの予備費でございますけれども、合計で7万円を2款1項2目25節の財政調整基金積立金、それから3款1項2目23節の長期債の償還利子にそれぞれ合計で7万円を充用しております。

続きまして、これらの歳出を賄います歳入でございますけれども、戻っていただきまして、決算書の414、415ページをお願いいたします。1款1項1目受益者分担金は、乙地区における分担金でございます。1件当たり25万円を3年間で分割納付いただいているものでございますけれども、平成24年度中の納入額につきましては75万4,200円となっております。

その下の1款2項1目工事負担金につきましては、建設工事完了後、家の新築等によりまして新たに公共ますを取り出す必要が生じた場合につきましては、工事負担金として公共ます1カ所当たり25万円を負担していただくものでございまして、3件、75万円の納入となっております。

続きまして、次ページ、416、417ページの2款1項1目農業集落排水使用料でございます。これは4地区、黒川地区、乙地区、大長谷、鼓岡、合わせまして下水道の使用料金でございます。平成24年度の収納率は99.1%ということで、前年度とほぼ同率でございました。

次に、418、419ページの3款1項1目農業集落排水事業費国庫補助金でございますけれども、平成9年度に供用開始いたしました黒川処理場の機械電気設備、マンホールポンプ設備等の機能強化調査診断に要した経費のうち、約半分の150万円を国庫補助としていただいたものでございます。

次の420、421ページの4款1項1目農業集落排水事業費県補助金でございますけれども、これは農業集落排水事業の建設時の起債の元利償還金に充てるために、県のほうからそれぞれの年度の事業費の12%を総枠といたしまして、数年にわたって県が分割補助しているものでございます。

次に、422、423ページの5款1項1目利子及び配当金でございますけれども、市債償還準備基金、それから財政調整基金の利子でございます。

2項1目物品売払収入につきましては、中古メーターの売払収入でございます。

次に、424、425ページの6款1項1目一般会計繰入金でございますけれども、農業集落排水事業に対する普通交付税算入分などがございますし、1項1目は鹿ノ俣発電所の配当分でございます。

それから、3項1目は財政調整基金からの繰入金ということでございます。

続きまして、426、427ページにつきましては、前年度、平成23年度からの繰越金ということでございます。

また、その次の428、429ページの諸収入につきましては、3項で排水設備設置資金の預託金の収入、4項では建物災害共済金や消費税還付金が主なものでございます。

次の430、431ページの市債につきましては、資本費平準化債ということでございます。

決算額といたしましては、歳入総額で5億7,940万4,337円、歳出総額は5億2,828万1,966円ということで、差し引きで5,112万2,371円を平成25年度に繰り越すというふうなことでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（菅原市永君） それでは、ただいま説明のありました認定第6号について質疑を行います。ご質疑願います。

松浦委員

○委員（松浦富士夫君） 1点だけお願いします。

415ページの歳入のほうなのですけれども、受益者分担金ですか、収入未済が285万円ほど出ているのですけれども、その主な理由は何で未済になっているのか。

○委員長（菅原市永君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） 分割していただいて納入していただいておりますけれども、主な理由といたしましては、やはり経済的なものが一番多いということでございます。

○委員長（菅原市永君） 松浦委員。

- 委員（松浦富士夫君） これたしか未済なら接続できないことになっているのですよね、つなぐとき、分担金未納になっていると接続できないということにたしかになっていると思ったのですけれども、それまで接続するまで分担金を待っているという考えなのですか。
- 委員長（菅原市永君） 藤木上下水道課長。
- 上下水道課長（藤木繁一君） 中には少しずつ納めていただきながらつないでいただいているというふうなものの中にはございます。やはり確かに経済的に大変だという人もやはりおられるものですから、その人その人によって違うのですけれども、担当のほうでいろいろ考えた中でその辺の対応をしている場合もございます。
- 委員長（菅原市永君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） 接続率なのですけれども、黒川地区、鼓岡地区、そして乙地区、大長谷地区と件数があつて、そこで何件接続したので、その件、もとの件数というのは公共ます入ったところですよ、当然。そうすると、67.5%というのは接続率でいいのだけれども、水洗化率というのは出していますか。
- 委員長（菅原市永君） 藤木上下水道課長。
- 上下水道課長（藤木繁一君） はい、出しています。
- 委員（渡辺 俊君） 教えてください……では別な方向から。要するに公共ます入っていて、そして単独だが合併だか知らないけれども、浄化槽入っていて、それでその浄化槽のところを壊して今回38件のうち、その中で何件ぐらいそういうのがあるのかどうか。要は浄化槽もつたいないからつながないのだというところが何件かあるのですけれども、そういうところはどうやって接続してもらうように攻めているのか。
- 委員長（菅原市永君） 藤木上下水道課長。
- 上下水道課長（藤木繁一君） 確かにまだ浄化槽が使えるというふうなことでありますと、非常に接続していただく上でなかなか私どもも大変だというふうなことなのですけれども、今回リフォームの補助金で配管だけでも補助の対象になっているというふうなことで、確かに配管周りの工事だけで補助金を利用して、つないでおられる方も何人かございますので。あとは私どもがやはりもっと、職員もそうですけれども、次年度以降接続の専門員など検討してございますけれども、何度かやはり訪問をして、実際顔と顔をあわせてそこで話をさせていただいてと言うふうに、やはりちょっと、私も回っておりますけれども、ちょっとつないでいただく意識がなかなか薄い方もおられます。隣の家とか近所の家がつないでいないのと、まだ、うちもと言われることもありますので、それはやはり広報とかでやる方法もあるのですけれども、やはり顔を、目と目を合わせてお願いするのが一番効果的なのかなというふうなことで考えてございます。浄化槽をつないでくれる方も実際はおられます。
- 委員長（菅原市永君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 鼓岡と大長谷あまりふえていないのだけれども、要は38件のうちどの地区が何件というのはわかりますよね、当然、それ教えてもらいたいのと。それから38件のうち単独浄化槽を撤去して公共ますにつながりましたというのはどれぐらいありますか。それで水洗化率が大体見えてくるので。

○委員長（菅原市永君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） なかなかその辺単独浄化槽、38件というのは確かに昨年よりはふえてはございますけれども、そのうち、例えば住宅リフォームの関係、ちょっと調べていないのですけれども、27件ございました。ちょっと24年度でないのですけれども、25年度、27人利用されています。そのうち浄化槽からの接続というのが半分ぐらいございます。ですから、あと町内別なのですけれども、どこの町内が何件というのはちょっと今把握はしていないのですけれども、多いのは、処理場から言えば乙処理場区とか、それから鼓岡処理場区が多くなってございます。大長谷は徐々にはふえてはきております。

水洗化率なのですけれども、済みません、ちょっとお待ちいただけますか。

○委員長（菅原市永君） 課長、先ほどの答弁ではあると答えておりますが、なかったら訂正なら訂正して結構ですが。

○上下水道課長（藤木繁一君） ちょっと今探せません、申しわけありません。

○委員長（菅原市永君） 保留とさせていただきます。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） 保留の答弁を除きまして、認定第6号の質疑を打ち切ります。

認定第7号 平成24年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） それでは、認定第7号 平成24年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、簡易水道事業の概況から説明をさせていただきます。この事業につきましては、黒川地区の約1,000軒に給水している第1簡易水道と鼓岡、大長谷地区の約800軒に給水をしている第2簡易水道を合計した会計でございます。年間有収水量は平成23年度と比較いたしまして4万2,216立方メートルの減、率にして5.8%で、合計の年間有収水量が68万2,593立方メートルとなっております。この減の大きな要因というのは、先ほどの農業集落排水事業と同じなのですけれども、大口使用者である工場等で減量となったことによるものでございます。1件当たりの使用量を見ますと、1カ月当たりでは1.5立方メートル減の32.25立方メートルということでございます。

それでは、決算書の事項別明細書に基づきまして主なものを説明させていただきます。では、歳出からご説明をさせていただきます。決算書の460、461ページをお願いいたします。1款1項1目簡易水道運営費でございますけれども、職員5人分の人件費、それから事務費の一般的経費や簡易水道施設の運営に係ります経費でございます、それから11節需用費では消耗品費、電気料金、施設の修繕費等でございます。次の12節役務費は、配水施設を監視するための通信運搬費が主なものでございます。また、13節は保安待機委託料、それから水質検査委託料、メーターの検針委託料が主なものでございます。

それから、次の462、463ページの15節工事請負費でございますけれども、これは東牧、坪穴、夏井地内なのでございますけれども、漏水が非常に多くあったということで配水管の布設がえ工事を行っております。それから、それに伴う路面復旧費が主なものでございます。また、27節につきましては消費税、それから地方消費税の納税額が主なものでございますし、それから28節繰出金は、一般会計からの借入金の償還金でございますけれども、その償還額から交付税算入額の分を差し引いた後の一般会計のほうへ繰り出したというふうなことでございます。

次の464、465ページは、簡易水道施設整備基金の利子を基金に積み立てたものでございますし、466、467ページの公債費は、起債の元利償還金でございます。なお、平成24年度末の元金残高は4億8,047万2,137円となっております。

471、472ページの予備費につきましては、執行がございませんでした。

続きまして、歳出を賄います歳入についてご説明申し上げます。決算書の448、449ページにお戻り願います。1款1項1目は、簡易水道使用料でございます、24年度の水道料金の収納率は98.4%と、これも23年度とほぼ同じ収納率でございます。時効による不納欠損額として11名、16万2,305円、これは不納欠損を発生してございます。2項の手数料につきましては、給水装置工事検査手数料でございます。

それから、次の450、451ページの2款1項1目は、簡易水道施設の整備基金の利子でございます。その下の2項1目は中古メーターの売払収入でございます。

それから、次のページ、452、453ページでございますけれども、3款1項1目は鹿ノ俣発電所の運営事業の繰入金でございますし、2項1目は簡易水道施設整備基金からの繰入金でございます。

それでは454、455ページの4款1項1目は、平成23年度からの繰越金でございます。

それから、456、457ページにつきましては諸収入でございますけれども、これは簡易水道に加入する際にいただく加入金、それから農業集落排水使用料の賦課徴収業務の受託料、これが主なものでございます。

それから、次の458、459ページにつきましては、歳出のほうでも工事費ございましたけれども、東牧、坪穴地内における配水管の布設がえ工事に係る簡易水道の起債というふうなことでござい

ますし、あと資本費平準化債というふうなことでございます。

以上でございますけれども、決算額といたしまして、歳入総額で1億6,120万1,590円、歳出総額で1億4,328万8,864円でございます、差し引いて1,791万2,726円を平成25年度に繰り越したすものがございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（菅原市永君） それでは、ただいま説明のありました認定第7号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご質疑ないようなので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第7号 平成24年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第7号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定いたしました。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） 済みません。先ほどの農業集落排水事業で保留をさせていただいた分について水洗化率を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

黒川地区でございますけれども、水洗化率で91.8%でございます。それから、鼓岡地区では72.2%、乙地区では50%ちょうど、大長谷地区では44.2%というふうなことで、それぞれ先ほどの公共ます等の件数の接続率とちょっと数字は違ってきていますけれども、人口によって水洗化率というのが今申し上げた率でございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（菅原市永君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） やはり接続率を上げるには、今お客様が根負けするぐらい職員の方がやはり頭下げてお願いしなければならないと思うのです、これは。そういった意味でも現状の職員数を次年度、新年度ふやすなんていう考えは持っていますか。

○委員長（菅原市永君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） 何度か委員の皆様からもありがたい言葉をいただいたのですが、こういう人員適正化計画等厳しい背景もございますので、できれば接続の専門員として新

たに臨時の方になろうかと思えますけれども、お願いしたいなというふうに考えてございます。

○委員長（菅原市永君） 保留された答弁がありましたので、これで認定第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第6号 平成24年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議ないので、これより採決いたします。

認定第6号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終わりました。

ここでお諮りいたします。昼食のためしばらく休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議ないので、午後1時まで休憩といたします。

正 午 休 憩

午後 零時58分 再 開

○委員長（菅原市永君） 時間前でございますが、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第8号 平成24年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

久保田地域整備課長。

○地域整備課長（久保田雅勝君） ご苦労さまでございます。それでは、認定第8号 平成24年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書472、473ページをごらんください。歳入では収入済額は6,532万8,101円であります。次に、474ページ、475ページ、歳出では支出済額は6,490万1,827円であります。歳入歳出残額42万6,274円につきましては、平成25年度に繰り越すものであります。

では、初めに歳出でございますが、事項別明細書486ページ、第1款公共用地取得費、1項公共用地取得費、2目運動施設整備用地取得費、3目公共施設用地取得費、4目史跡公園整備用地取得費については、いずれも公有財産の購入費でございます。これは下越土地開発公社からの用地買い戻しでございます。

次に、488ページ、2款予備費につきましては、執行はございませんでした。

次に、歳入でございますが、478ページ、第1款繰入金、1項一般会計繰入金、これは一般会計からの繰入金でございます。

次に、480ページ、第2款1項繰越金については、前年度からの繰越金でございます。

次に、482ページ、第3款諸収入、1項預金利子、預金利子でございます。

次に、484ページ、4款使用料及び手数料、1項使用料、1目行政財産目的外使用料では船戸の運動施設用地について太陽光発電施設建設のため、土地賃貸借契約までの期間、行政財産として貸し付けた使用料でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします、

○委員長（菅原市永君） それでは、ただいま説明のありました認定第8号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご質疑ないので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第8号 平成24年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第8号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取を終了いたします。

次に、認定第9号 平成24年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

丹後商工観光課長。

○商工観光課長（丹後勝次君） それでは、認定第9号 平成24年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

決算書492ページをお開き願います。平成24年度は歳入合計が収入済額で3億6,485万5,126円、次の494ページ、歳出合計が支出済額で3億6,162万3,743円となり、歳入歳出残高323万1,383円は平成25年度に繰り越すものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。決算書508ページ、509ページをお願いいたします。

1 款商工費、1 項 1 目観光総務費では、11 節需用費で観光パンフレットの印刷製本費、12 節役務費の広告料、手数料、27 節公課費で消費税及び地方消費税などが主なものでございます。

2 目旅行あっせん費では、旅行業務における J R の運賃、航空運賃、宿泊施設使用料及びバス借上料などの旅行手配に必要な経費でございます。

次に、2 項胎内アウレツ館費、1 目胎内アウレツ館運営費につきましては、胎内アウレツ館及びレクホールの維持運営に係る経費でございます。

次に、510 ページ、511 ページ、3 項 1 目樽ヶ橋遊園運営費につきましては、施設維持管理運営に係る経費であります。平成 24 年度の来客者数は 2 万 4, 440 人でございました。

次に、512 ページ、4 項 1 目地域食材供給施設運営費、胎内高原ビール園につきましては、施設維持管理運営に係る経費でございます。

514 ページ、5 項 1 目胎内リゾート施設運営費につきましては、指定管理をお願いしておりますロイヤル胎内パークホテルなどの施設維持管理運営に係る経費でございます。11 節需用費で修繕費、光熱水費、15 節工事請負費では胎内スキー場の設備改修工事、小倉沢グレンデ復旧工事などが主なものでございます。

これを賄います歳入でございますが、戻りまして 498 ページをお願いします。1 款事業収入につきましては、1 項胎内アウレツ館事業収入では 1 目食堂収入から 4 目施設使用料まででございます。

2 項樽ヶ橋遊園事業収入につきましては、1 目売店収入から 3 目観光施設使用料まででございます。

次に、3 項地域食材供給施設事業収入につきましては、1 目地域食材供給施設事業収入でビール園の売店、食堂収入でございます。

次の 500 ページ、第 2 款使用料及び手数料、1 項 1 目行政財産目的外使用料は、観光施設敷地内にあります自動販売機の敷地使用料でございます。

502 ページ、繰入金につきましては一般会計からの繰入金。

504 ページ、第 4 款、前年度繰越金でございます。

次、506 ページ、第 5 款諸収入、2 項 1 目雑入は旅行あっせん収入、及び風倉発電光熱水費負担金などが主なものでございます。

以上で平成 24 年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長（菅原市永君） それでは、ただいま説明のありました認定第 9 号について質疑を行います。ご質疑願います。

富樫委員。

○委員（富樫 誠君） 508 ページをお願いいたします。

旅行あっせん費でありますけれども、当初予算1,100万円、250万円減額補正して910万円、実質支払ったのは565万6,000円、ちなみに前見ますと、収入が528万円の収入に565万円支出ということでございます。ちなみにこれ一般市民の方はどの程度利用されているのか、まずお伺いいたします。

○委員長（菅原市永君） 丹後商工観光課長。

○商工観光課長（丹後勝次君） こちらの事業につきましては、一般市民の方はほとんど、市役所の職員、それから議員の皆様方、あと一般市民といいますか、住み郷とか各種団体の方々の視察などで旅行されているものでございまして、一般市民の方は個人的に旅行行くからというのは、ほとんどこちらのほうには入っていません。

○委員長（菅原市永君） 富樫委員。

○委員（富樫 誠君） これ以前黒川村で胎内観光ですか、あったときのずっと引き継ぎかなと思うのでありますけれども、今これどうしても市でやらなければいけないものであれば、これいたし方ないと思うのであります。中見ますと、その辺もまた旅行社が進出したような感じもするのでありますけれども、こういうのは民に任すということは、要するに市でこれはどうしてもやらなければいけないというような根拠といいますか、今までやってきたからこれは旅行業務は胎内市はずっと昔からやってきたのだから、黒川さんがやってきたのだからやるということでは、ちょっと説得力がないような気がするのですけれども、その辺また今後に向けてのちょっと考えもお伺いいたします。

○委員長（菅原市永君） 丹後商工観光課長。

○商工観光課長（丹後勝次君） こちらにつきましては、先回でしたか、一般質問か何かでも質問いただいております。今富樫委員おっしゃられるように、黒川村時代からやってきているものがあります。民間の旅行会社にというようなこともありますけれども、切符、旅館の手配だけではなくて、商工観光課のほうで募集してやりますおまんだら様ツアーとか、あとそういう阿賀北食のイベントとか観桜会とか、そういうもの、お客様からお金をもらってそういう旅行招致をするについては、やはり旅行業の許可が必要になってきますので、単純に切符、航空券の手配だけであれば民間の方にお願ひしたほうがいいかなと思いますけれども、そういうような市の観光として着地型商品の取り扱いもございまして、今しばらく続けさせていただきたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○委員長（菅原市永君） 富樫委員。

○委員（富樫 誠君） そういうのであったら、ぜひ胎内リゾート観光含めて、この辺のスクラムをがちっと組んだような形で、やはり胎内の観光に寄与するような力の入れ方をさせていただくことが私必要かなと思います。今までのままでは、おまんだら様も大切でありますけれども、もう少しスケールを大きくして、やはり県外から行ったり来たりする方もふえておるわけですので、

私はやるのだったらそこまでやらないとせつかく、これでプラスであればまたいいですよ、少なくともマイナスという決算が出ている状況であれば、その辺考えながら、これぜひやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（菅原市永君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） この旅行あっせんではありますが、私も常々思っておったのですが、いずれにしても観光課にありますことから、これは市役所だけでなく、団体だけでなく、こういうものが胎内市でやっているということのやはりPRが必要かと思うのですが、その辺十分これから市民の方にも広報なりで伝達させていただきたいと思います。

○委員長（菅原市永君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 樽ヶ橋遊園のことでお聞きしたいのですが、まずアルパカはいつ来たのか、この年度ではなくて前の年でしたか、前の年でしたか。

樽ヶ橋遊園はどんなことをしても赤字なのだと、そういうふうには言い伝えられてきて今日まで来たのですが、ところが23年度の決算を見ると前の年がアルパカが来て、結構入場料もあって、黒字も随分出しておりました。24年度はまた同じような待遇を、アルパカをして、そしてやろうとしていろいろ人件費もふえたり、いろいろそれに伴うアルパカの施設改良をしたりしていろいろと経費がかかっておりました。ところが、何と24年度はマイナス何百万、300万円ぐらいになっていると私は見たのですが、前の年が景気がよかったから人件費をふやす、あれするという、そういう構想もよかったのですが、そういうことは考えられなかったのでしょうか。私の計算間違っていましたらごめん。

○委員長（菅原市永君） 丹後商工観光課長。

○商工観光課長（丹後勝次君） 樽ヶ橋遊園につきましては、今おっしゃられるとおり、22年度で利用者数が1万7,662人、23年度はアルパカ効果もありまして3万8,130人と倍以上ふえております。24年度につきましては、ちょっと落ち込みまして2万4,440名。予算の部分ではありますが、22年度でマイナスの450万円、23年度につきましてはプラスの110万円、24年度につきましてはマイナスの300万円ぐらいというようなことで推移しております。

○委員長（菅原市永君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） マイナスになったというのがこれ初めてだかなと私思うのですが、そういう計画の段階でここまで落ち込むということを想像しなかったのかどうか。

○委員長（菅原市永君） 丹後商工観光課長。

○商工観光課長（丹後勝次君） ご承知のように、24年度につきましては5月の一番稼ぎ時のときは悪天候と、それから例の河川敷の芝の汚染の関係でかなり入場来客数が落ち込んだのが一番の原因かと思われます。うちのほうとしても前年度、前々年度あたりの実績を見ながらこのぐらいの入場者数はあるだろうというようなことで予定はして予算組みもしておりましたのですが、一

番大きいのが今申し上げましたように、5月のそういう諸事情でちょっと落ち込んだということ
であります。

○委員長（菅原市永君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） これから来年度に向けて、今年度もそうですけれども、それこそ黒字にな
るように努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（菅原市永君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご質疑ないようなので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第9号 平成24年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について、
直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第9号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺宏行君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第10号 平成24年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
説明願います。

高橋農林水産課長。

○農林水産課長（高橋 晃君） それでは、認定第10号 平成24年度胎内市地域産業振興事業特別
会計決算について説明申し上げます。

544ページの歳出から説明申し上げます。1 款農林水産業費、1 項農業費、1 目地域産業総務費
では、申告によりまして納入いたしました消費税でございます。

2 目農畜産物加工施設運営費では、ハム、ウインナーの加工製造の運営及び維持管理に要する
経費であり、13節委託料で加工製造に関する委託料、16節原材料費で黒豚等の購入費が主なもの
となっております。

次に、下段の3 目乳製品加工センター運営費では、ジャージー牛乳、ヨーグルト、アイスクリ
ーム及びチーズ製造の運営及び維持管理に要する経費のほか、第11節需用費で畜産団地において
飼育しているジャージー牛の飼料、光熱水費が主なものであります。また、平成24年度からは製
造工程全般を民間に委託した経費が主なものとなっております。

546ページの4目地域活性化センター運営費では、納品、請求管理や配送業務を行っている活性化センターの運営及び維持管理、イベント等参加に要する経費であります。

次に、548ページの5目米粉製造施設運営費では、新潟製粉株式会社への米粉製造委託料と繰出金は近江新地内に建設した米粉倉庫の返済分です。

同じく、6目農産加工施設運営費では、胎内高原ハウス株式会社への委託料であります。

下段の7目ワイン製造施設運営事業費では、ワイナリーの運営及び維持管理に係る経費であります。市職員と醸造委託している勝沼醸造及び新潟フルーツパーク職員と醸造に当たったところでございます。

次に、552ページ、3款1項公債費で、施設の長期債の償還元金及び利子の支払いであります。なお、24年度は胎内高原ミネラルハウスの建設に係る長期債償還元金の借りかえにより大きな金額になっております。

続きまして、歳入であります。528ページにお戻りください。1款事業収入、1項1目の農畜産物加工事業収入では、ハム、ウインナーの売り上げ収入、2項1目乳製品加工事業収入では、牛乳、ヨーグルト、アイスクリーム、チーズの売り上げ収入、3項1目地域活性化センター事業収入では、活性化センターで取り扱った酒、ビール等の販売収入及びイベント収入であります。

4項1目米粉製造事業収入では、新潟製粉株式会社からの米粉販売収入です。5項1目農産物加工事業収入では、胎内高原ハウス株式会社からのミネラルウォーター、麦茶、薬草茶等の販売収入であり、6項1目ワイン製造施設運営事業収入では、ワイン販売収入でございます。

次に、532ページ、2款使用料及び手数料、1項使用料は電柱、電話施設等の敷地使用料であります。

次に、534ページ、3款財産収入、1項1目財産貸付収入では、みそ、漬物加工場の貸付料であります。

536ページ、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では運営費補填分、2項特別会計繰入金で鹿ノ俣発電所の配当分の繰り入れであります。

538ページの5款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金であります。

次に、540ページの6款1項1目雑入では、自動販売機手数料が主なものとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（菅原市永君） それでは、ただいま説明のありました認定第10号について質疑を行います。質疑願います。

富樫委員。

○委員（富樫 誠君） 1点お願いいたします。

528ページの米粉製造事業についてであります。3億2,700万円の予算に対して5,400万円の減額補正、実質2億7,200万円の事業収入があったわけでありましてけれども、これはもともと予算設定

の段階で現状よりちょっと高いのではないかということは、常々予算委員会で指摘されてきたことでありますが、私が指摘したいのは昨年度の決算より3,000万円少ないということです。この原因についてお尋ねいたします。

○委員長（菅原市永君） 高橋農林水産課長。

○農林水産課長（高橋 晃君） まさに単純に米粉の需要が少なかったというのがまず原因になるわけですが、なかなか国、県のほうでも、特に県ではR10運動というようなことで、米粉の消費拡大というようなことで取り組んでいただいているところなのですが、各メーカーさんのほうでそれが実際伸びているかということになると、なかなか伸びないという現状もございます。そのようなことから3,000万円落ちたということでございます。

○委員長（菅原市永君） 富樫委員。

○委員（富樫 誠君） これ監査委員さんの指摘にもあるのでありますけれども、特に新潟製粉に関しましては、今黒川の近江新の工場はもともと行政でやったところでありまして、その補助についてはやっておるのでありますけれども、今監査委員さんの指摘を受けますと、決算書で見ると債務超過であると、いまひとつ、今回米粉の販路拡大、これは大きい農業政策の転換として胎内市が先駆的にやったわけでありまして、そのために一つは新潟製粉という大きい工場を補助事業で建てました。また、米粉米を受け入れるために中条農協で、これも大きい補助事業でカントリーを建てました。その後今度それを利用して消費者に届けるため、株式会社胎内であるとか小国製麺さんとか、また消費者につなげるそういう大きい事業がやられておるわけでありまして、これは言い方悪いですが、いわば農業予算なのです。本来であればこれによって、特にこれは米粉ですから、稲作農家ということになると思うのでありますけれども、これだけの予算をつぎ込んで消費が落ちたからということは、それはよほどの、県も含めてだと思っておりますけれども、よほどの腹を据えた施策というものを考えないと、多分今のままだと人口は減ります、お年寄りがふえます。消費が当然減ると思うのでありますけれども。これは要するに私の言いたいのは、今特に胎内市は行政でありながらいろいろ事業を多くやっているわけでありまして、こういったものを、これは予算委員会とかこういう決算委員会するとき議論はするのですが、やはり行政の中、これは議会も当然なのでありますけれども、こういった行政がいろんな事業を行うことに当たってどうなのかということを、やはり研究、分析することが私は大切なことなのであります。

いつでも、先ほど今予算主義だから、決算と合うように予算多くしないと予算書、決算書が成り立たないという仕組みがありますけれども、これは市長さんに伺ったらいいかもかもしれませんけれども、今やっている胎内市の事業についてやはり行政も、当然議会もそうでありまして、これもっと研究、分析する私は時期だろうと思うのであります。そうでないと、もう先見えていますよ。あれだけの巨費を、補助事業を投じながらここまで生産、カントリー、米粉工場、

そして製品工場ということに農業予算をつぎ込んでいった経緯の中で、少なくともまずそれを全部受け入れた胎内市にあつては、調査、研究、分析もやはり他に先んじてやるべきと思うのでありますけれども、課長並びに市長さんのお考えも伺いたいと思います。

○委員長（菅原市永君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） 合併以来いろいろな施設もあったわけではありますが、非常にやはり整理するのは整理しなければならないと私も思っております。ただ、この米粉につきましてもやはり同じような私も考えあるのですが、やはり米粉は米粉なりに民間でお願いするのも一つの手だかと思うのであります。米粉もいずれにしましても佐渡にできたり、妙高にできたり、いろんな市町村今競争しているわけでありまして、この競争の中でいかにして生き残るか。先般も北信越の市長会あつたのですが、高岡市長が非常に胎内市の米粉買ってござりまして、富山県の会長でもありますので、何とかこれを売り込みたいということでお願いしてきたわけではありますが、基本的には今お話ししたとおり、民間にやれるのは民間に移行しながらやるのが一つの手ではないかと思っております。いずれにしましても、この補助事業もいろいろ農水の補助金もらったり、いろいろやっているわけでありまして、それに支障のないようにまた協議なり十分計画を立ててやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（菅原市永君） 富樫委員。

○委員（富樫 誠君） そういった意味で、やはり何でも事業はいいとき悪いときあるわけですので、こういうときをいかに乗り切るかということ、今言う民間に託すのも一つでありますし、やはりいったん行政で、胎内市で受けた以上はまず胎内市で知恵を出して何ができるかということ、ぜひ今市長言われましたように、研究、分析して次につながるような形で、そうでないと、ここは市民に申し開きができないような状況になつては困るので、ぜひ今市長言われましたけれども、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（菅原市永君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 今の続きで申しわけないのですけれども、監査委員の書いてあることを見ると、経営のコンサルタントにお図りしてこれからどうすればいいかというふうになっているのですけれども、その結果どんなことを言われたのかというのがまず1つ聞きたいのと、新潟製粉は胎内市の副市長が社長を務めている形をとっておりますけれども、販売が落ち込んで米粉の消費が落ちているときに、今市長言われましたように、消費というか営業を一生懸命やらなければならないときに、副市長が市役所にいる、社長がトップセールスで営業に一生懸命回れるのかなど、素朴な疑問があるのですけれども、そこらあたりはどのように。

○委員長（菅原市永君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） そのとおりであります。したがいまして、米粉へ行ったり営業したりする

のは数少ないものですから、できたら私は出資が胎内市多くても、やはり実際の経営、いわゆる経営のあれを持ってPRするのが社長の仕事ではないかと思っているわけではありますが、出資が多いからといって副市長が社長でなくて、あらゆる方法ができたら民間の人でもいいのであります。出資多いから副市長が社長というのは私はあまり好ましくありませんので、その辺また協議させていただきたいと思います。

○議長（渡辺宏行君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 546ページ、畜産物加工施設と、それから乳製品加工センター、その区分でちょっとお伺いしますが、私再三この施設に対して合併以来話をして意見を申し上げてきた経緯がございまして、いよいよ民間に委託するからということで人件費は幾らかプラスになるというようなご説明をいただきましたが、こうやって決算を見ると相変わらずマイナスは続いているという現象であります。

そこでお伺いしますが、新しくできた米粉等はお金借りているものだから、返済もあります。ので、それはさて置いておくとして、この2つの部分はまだ何か借りている、返済金があるのでしょうか。

○委員長（菅原市永君） 高橋農林水産課長。

○農林水産課長（高橋 晃君） チーズ工場だけが償還金が残っておりまして、平成25年度でそれも終わるということのでございます。

○委員長（菅原市永君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 借入れが償還終わるといっているのであれば、ここら辺でひとつ見切りをつけて思いっきり改革するのもいいのかなと私は思いますので、いつまでもいつまでもやるやるやると言っても、1,000万円も2,000万円も繰出金が観光事業で何億円も出資されておりますので、なされていますので、この部分は償還が終わった時点でどれが一番ベターなのか、その辺は十分検討していただいて、もしできれば生き物もありますので、大変です。その部分は閉鎖と言え申しわけありませんが、それも一つの方法かと思っておりますので、ご検討のほどよろしくお願ひします。いかがですか。

○委員長（菅原市永君） 高橋農林水産課長。

○農林水産課長（高橋 晃君） 前に何回か説明させていただいたかと思うのですけれども、予定ですと平成26年度、来年から委託という形ではなくて、事業そのものを民間に移行しますということで、年度当初になるかそれは別にしましても、できるだけスムーズに民間のほうに事業移行、委託だと要するにこっちでお金を委託料払って、物はこっちのものですよということなのですけれども、事業そのものをそちらの方に移してしまう。こちらのほうでは施設をお貸しするというような形をとるといって移行していきたいというふうを考えております。

ただ、これ自体も市で長く続けてきたときに、我々も一生懸命やってきたつもりではあるので

すけれども、それでこういうような赤字が出ているということでございます。民間に移ったからあしたから黒字にすぐなれるというようなことがあるとは少し思えない部分あるのですけれども、できるだけ早く民間のほうに事業移行していくというふうに考えております。

○委員長（菅原市永君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 26年度あたりから移行したいというお話なのですが、移行するに当たっても設備費、設備は全部市が、もしかこれが壊れたから修理しなければならない、新しいの買わなければならないという仕事は当然市がそれ持っていかなければならないのですよね、そう言うわけですよね、だから、そこまでしていいのかどうなのか。その辺を機械が古くなってたまたま償還も終わってきて古くなったというのであれば、またそういう別に考えもあろうかと思いたいで、いつまでも管理費は設置市が持たなければなりませんので、その辺も十分ご検討をお願いします。

○委員長（菅原市永君） 高橋農林水産課長。

○農林水産課長（高橋 晃君） 償還が終わったからといって国庫補助事業がそれだけで縁が切れるというものではございません。10年でお金を借りて10年で返しても、例えば鉄骨造の建物を国庫補助事業で建てたといたしますと、30年、40年というような拘束期間が出てまいります。それをこたしの4月からビール園でワイン、民間に移行したように、とりあえず財産処分という形を県のほうと協議しながら進めるということがまず先行してくるのかと思います。そのことによって民間移行が可能になってくるということでございます。

○委員長（菅原市永君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご質疑がないようなので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第10号 平成24年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議がないので、これより採決します。

認定第10号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

富樫委員。

○委員（富樫 誠君） 今の件に絡むのでありますけれども、赤塚さんみたいに終わったからすぐやめれというのもあるのですが、やはり専門のプロジェクトチームでも立ち上げて、私は部

署からすればこれこそ総合政策でやるべきことかなと思うのでありますけれども、これは多分、当然議会も入って意見も聞きながらでもいいと思うのでありますけれども、ぜひこれは立ち上げて、毎度決算、予算のとき同じような意見のあれに終わらないような形で、いい形で提案していただければと思うのであります。ぜひそのことをお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（菅原市永君） 富樫委員、今は付すべき意見としての発言なのでしょうか。

○委員（富樫 誠君） これはそういう方向でいていただきたいということ。先ほど市長も言われましたけれども、ぜひこれを何かの形で残して来年同じようなことを繰り返さないように、ああそうなのだなということで執行部にやっていただきたいことをここでお願いしまして、付すべき意見はしなくて結構でございます。

以上です。

○委員長（菅原市永君） ほかにご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご意見がありませんので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第11号 平成24年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

高橋黒川支所長。

○黒川支所長（高橋次夫君） それでは、認定第11号 平成24年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明いたします。570、571ページをお願いいたします。第1款農林水産業費、1項1目鹿ノ俣発電所費の主なものにつきましては、2節給料から4節共済費までは担当職員1名の給与費等であります。13節委託料は、保安規程に基づく発電設備の点検業務委託料であります。25節積立金では、後年度の大規模改修等に備え基金への積み立てを行ったものであります。28節繰出金では、本事業の目的であります農業関連施設の電気料軽減のため、電気料の50%相当分を繰出したものであります。また、一般会計への繰出金の中には砂防ダムから発電所までの間の灌水路の維持管理費及び公債費分について、利用割合により74.62%を負担したものを含んでおります。

次に、これを賄います歳入の主なもの、戻りまして568、569ページをお願いいたします。第3款諸収入、2項1目雑入の鹿ノ俣発電所売電収入であります。売電収入につきましては、歳入全体の99%を占めており、固定価格買い取り制度の認定を受けたことに伴い、12月分より売電単価が8円15銭から29円に上がったことにより、前年度と比較して50.5%の増となっております。

以上で鹿ノ俣発電所運営事業特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（菅原市永君） それでは、ただいま説明のありました認定第11号について質疑を行います。質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご質疑がないようなので、以上で認定第11号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第11号 平成24年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議がないので、これより採決します。

認定第11号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原市永君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、明日午前10時より認定第12号から認定第14号までの質疑及び採決並びに委員会として付すべき意見の聴取を行います。

本日はこれをもって散会いたしたいと思います。

大変ご苦勞さまでございました。

午後 1時47分 散会